

令和6年（行ウ）第53号 裁判官報酬減額分等請求事件
原告 竹内浩史
被告 国

2026（令和8）年5月25日

証拠説明書 (6)

名古屋地方裁判所 民事第1部 合議口C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 水野 幹 男
同 北 村 栄 ほか

号証	標目	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲16	最高裁、高裁及び地家裁の本庁及び支部ごとの裁判官数の分布表（写し）	2018.12.1	山中理司弁護士	作成年月日時点の最高裁・高裁・地家裁の各庁（本庁・支部別）及び各研修所における裁判官（判事・判事補）の配置人数。当時の地域手当の1級地（20％）・2級地（16％）・3級地（15％）に勤務していた裁判官が、全体の半数近くを占めていること。	
甲17	公共部門労働法268頁から277頁・奥書	写し	2025.6.30	水町勇一郎・岡田俊宏・町田悠生子・村上和美著	国会公務員給与法が定める手当のうち地域手当は、生活補助的手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当）とは、別の性質を持つ地域給的手当に分類されると指摘されている文献の存在。

以上